

2020年7月2日(木) 13:30~15:00

衆議院第1議員会館 第3会議室

原発ゼロの会

木質バイオマスに関するヒアリング

1. 木質バイオマス発電・熱利用について
一般社団法人 日本木質バイオマスエネルギー協会
専務理事 藤江 達之 氏
2. 福島再生加速化交付金「木質バイオマス関連施設整備事業」について
農水省林政部 木材利用課 木質バイオマス推進班
青木一政 氏 ちくりん舎 (NPO 法人市民放射能監視センター)
糸長浩司 氏 日本大学生物資源科学部 特任教授
3. 事前質問への回答／質疑
質疑対応：農水省、環境省、資源エネルギー庁

Zoom 併用

復興庁予算「福島再生加速化交付金」のうち農水省が交付決定を行う
「木質バイオマス施設等緊急整備事業のうち木質バイオマス関連施設整備事業」
(以後、本交付金事業)についての質問

2020年6月29日
原発ゼロの会

7月2日午前までに文書回答をお願い致します。

1. 本交付金事業は、「放射性物質汚染対策特別措置法」(特措法)で扱っていない、放射能汚染された森林からの放射性物質木質残渣を焼却してエネルギーを得る目的の事業であるという認識でよいか。<環境省、農水省>
2. 本交付金事業の対象である「木質系震災廃棄物等」の定義は何か。特措法の放射能汚染廃棄物、また、指定廃棄物とはどう関係するのか。8000Bq/kg、10万Bq/kgの基準との関係はどうか。<環境省、農水省>
3. 農林省は、燃料用の薪、ペレットは40Bq/kg規制値を示しているが、本交付金事業での規制値は設定しないのか。しない場合の理由はなにか。<農水省>
4. 飯舘村が現在、実施主体を公募している木質バイオマス発電の実施要綱(以後、飯舘村の計画)には、福島県内の「放射性物質の影響を受けている材木等やバーク(樹皮等)」を年間10万トン扱うとある。このバークは、本交付金事業の「機能条件」にある「木質系震災廃棄物等及び未利用間伐材等」のどれに含まれるのか。<農水省>
- 5-1 もし、このバークが「木質系震災廃棄物」とすると、特措法での処分ルールが適用されるという理解で良いか。<環境省、農水省>
- 5-2 もし、「未利用間伐材等」とすると、製材後の残渣であるバークは一般的常識では産業廃棄物にあたるが、飯舘村の計画にあるバークは産廃でないという根拠は何か。<環境省、農水省>
- 5-3 飯舘村の計画ではバークを有価物として購入する(=主要な燃料をバーク(有価物利用)とする)とあるので、廃棄物ではないと認識せざるを得ない。従って特措法での処分対象とならない。飯舘村等での除染された木質系は除染物として特措法の下に慎重に処分されてきたが、本交付金事業では同じ放射能汚染木質材を、特措法外で処分する事業となるがそれで良いのか。<環境省、農水省>

6. 飯館村の計画では、県内に発生する年間10万トンの汚染バークを使用するとある。想定されている発電規模で考えると、ほぼ年間の全ての燃料がこのバークを使用する換算となり、完全に汚染バークの処分のための燃焼施設である。かつ、20年間と想定される稼働期間を考えると、福島県の森林再生事業等で生じる放射能汚染バークの全てを20年間処理する施設となる。このようなリスクの高い、法的にも問題である施設を被災自治体の主導の下、かつ民間企業の経済ベースで実施することを、国税を原資とする交付金で行ってよいのか。本来であれば、国また原因企業である東電の責任により対処すべきではないか。〈環境省、農水省〉
7. FIT法の目的には、「環境保全に資する」再生可能エネルギーの促進が含まれているため、バイオマス発電の認定対象はGHG削減効果が高い事業に限定し、放射性物質等の汚染物質を含まないことを、FIT法に基づく「事業計画策定ガイドライン」に含めるべきではないか。〈資源エネルギー庁〉
8. 本交付金事業が実施による周辺環境汚染に対する継続的なモニタリングのための装置等は本交付金事業の対象となるか。〈環境省、農水省〉
9. 本交付金事業稼働後、継続的なチェック、特に、放射能汚染実態、バクフィルター等の除去装置性能評価等についてのモニタリングは誰がするのか。事業者が実施する場合、その適切なチェックは誰が行うのか。本交付金事業の責任は誰がどこまでいつまで担うのか。〈環境省、農水省、復興庁〉
10. 本交付金事業で建設された施設から継続的に発生する放射能濃縮灰の最終処分に関して、計画時、審査時、稼働時に国はどうチェックし、関与するのか。〈農水省〉
- 11-1. 本交付金事業の採択基準で規定する「明らかにされていること」に、施設及び周辺の放射能被曝防御策や、環境評価項目、住民合意プロセスを加えるべきではないか。〈農水省〉
- 11-2. FIT法に基づく「事業計画策定ガイドライン」で、燃料や灰の処分に関する情報公開や、住民への十分な情報公開と説明の上での合意の取得を明記すべきではないか。(現在は、「適切なコミュニケーション」のみ記載) 〈資源エネルギー庁〉
12. 交付金申請の内容に関して、情報開示等をどう想定しているか、また、本交付金事業に疑問と心配を抱く国民に対しての公開での説明責任をどう果たすのか。〈農水省〉

(超党派) 原発ゼロの会からの質問に対する回答資料

問1 本交付金事業は、「放射性物質汚染対策特別措置法」(特措法)で扱っていない、放射能汚染された森林からの放射性物質木質残渣を焼却してエネルギーを得る目的の事業であるという認識でよいか。

(答) 福島再生加速化交付金(帰還環境整備)交付要綱(農林水産省)(以下「交付要綱」という。)の別添6-1の第1にあるとおり、「東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興再生に遅れが生じている地域の再生を加速化させるに当たっては、木質系震災廃棄等(東日本大震災による地震及び津波に起因し生じた木質系震災廃棄物並びに放射性物質の付着した樹皮及びキノコ原木等の木質系廃棄物をいう。)や未利用間伐材等を活用してエネルギーを持続的かつ安定的に供給する仕組みを構築することにより、林業の活性化や住民の帰還に資する雇用の確保等を図ることが重要な課題である。木質バイオマス関連施設整備事業は、こうした状況を踏まえ、地域の未利用間伐材等の木質バイオマスを活用して熱や電気を供給する施設等の整備を支援する」ことを目的とする事業である。

問2 本交付金事業の対象である「木質系震災廃棄物等」の定義は何か。特措法の放射能汚染廃棄物、また、指定廃棄物とはどう関係するのか。8000Bq/kg、10万Bq/kgの基準との関係はどうか。

※「本交付金事業の対象である「木質系震災廃棄物等」の定義は何か。」についてのみ回答。それ以降については環境省より回答。

(答)「木質系震災廃棄物等」とは、交付要綱にあるとおり、「東日本大震災による地震及び津波に起因し生じた木質系震災廃棄物並びに放射性物質の付着した樹皮及びキノコ原木等の木質系廃棄物等」である。

問3 農林省は、燃料用の薪、ペレットは 40Bq/kg 規制値を示しているが、本交付金事業での規制値は設定しないのか。しない場合の理由はなにか。

(答) 薪、木質ペレットについては、一般家庭において使用されている実態にあることから指標値を作成したもの。

本交付金事業においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、事業者により適切に管理、処理されるものであることから、国において別途、規制値を設定していないところ。

問4 飯舘村が現在、実施主体を公募している木質バイオマス発電の実施要綱（以後、飯舘村の計画）には、福島県内の「放射性物質の影響を受けている材木等やバーク（樹皮等）」を年間 10 万トン扱うとある。このバークは、本交付金事業の「機能条件」にある「木質系震災廃棄物等及び未利用間伐材等」のどれに含まれるのか。

(答) 飯舘村からは、まだ申請を受けていないが、バークは本交付金の「機能要件」にある「木質系震災廃棄物等及び未利用間伐材等」に含まれると考える。

問5-1 もし、このバークが「木質系震災廃棄物」とすると、特措法での処分ルールが適用されるという理解で良いか。

※環境省より回答

問5-2 もし、「未利用間伐材等」とすると、製材後の残渣であるバークは一般的常識では産業廃棄物にあたるが、飯舘村の計画にあるバークは産廃でないという根拠は何か。

※環境省より回答

問 5-3 飯舘村の計画ではバークを有価物として購入する(=主要な燃料をバーク(有価物利用)とする)とあるので、廃棄物ではないと認識せざるを得ない。従って特措法での処分対象とならない。飯舘村等での除染された木質系は除染物として特措法の下に慎重に処分されてきたが、本交付金事業では同じ放射能汚染木質材を、特措法外で処分する事業となるがそれで良いのか。

(答) 交付要綱において、放射性物質の付着した樹皮、キノコ原木等を取り扱う場合は、燃料及び焼却灰の取扱方法、安全な処理対策並びに発電施設周辺への環境影響について明らかにすることとしていることから、交付金の申請が出た場合には、しっかりと審査してまいりたい。

問 6 飯舘村の計画では、県内に発生する年間 10 万トンの汚染バークを使用するとある。想定されている発電規模で考えると、ほぼ年間の全ての燃料がこのバークを使用する換算となり、完全に汚染バークの処分のための燃焼施設である。かつ、20 年間と想定される稼働期間を考えると、福島県の森林再生事業等で生じる放射能汚染バークの全てを 20 年間処理する施設となる。このようなリスクの高い、法的にも問題である施設を被災自治体の主導の下、かつ民間企業の経済ベースで実施することを、国税を原資とする交付金で行ってよいのか。本来であれば、国また原因企業である東電の責任により対処すべきではないか。

※「本来であれば、国また原因企業である東電の責任により対処すべきではないか。」については環境省より回答。それ以前について回答。}

(答) 飯舘村からは、まだ申請は出ていないが、交付金の申請が出た場合には、要綱に照らして、しっかりと審査してまいりたい。

問 7 FIT 法の目的には、「環境保全に資する」再生可能エネルギーの促進が含まれているため、バイオマス発電の認定対象は GHG 削減効果が高い事業に限定し、放射性物質等の汚染物質を含まないことを、FIT 法に基づく「事業計画策定ガイドライン」に含めるべきではないか。

※資源エネルギー庁より回答。

問 8 本交付金事業が実施による周辺環境汚染に対する継続的なモニタリングのための装置等は本交付金事業の対象となるか。

(答) 熱や電気を供給する施設の附帯施設は交付対象となる。

問 9 本交付金事業稼働後、継続的なチェック、特に、放射能汚染実態、バグフィルター等の除去装置性能評価等についてのモニタリングは誰がするのか。事業者が実施する場合、その適切なチェックは誰が行うのか。本交付金事業の責任は誰がどこまでいつまで担うのか。

(答) 事業実施後のモニタリングの実施方法等については、交付金の交付先である市町村長と事業実施者との間で調整することとなると考えている。

問 10 本交付金事業で建設された施設から継続的に発生する放射能濃縮灰の最終処分に関して、計画時、審査時、稼働時に国はどうチェックし、関与するのか。

(答) 事業における焼却灰の取扱いについては、環境省からの協力を得つつ計画の審査時に確認することとなる。

また、稼働後は、交付金の交付先である市町村長が指導・監督することとなるが、本交付金事業の適正な執行の観点から、必要に応じて林野庁も環境省からの協力を得つつ指導、助言、調査等を行うこととする。

問 11 - 1 本交付金事業の採択基準で規定する「明らかにされていること」に、施設及び周辺の放射能被曝防御策や、環境評価項目、住民合意プロセスを加えるべきではないか。

(答) 交付要綱において、

- ① 放射性物質の付着した樹皮、キノコ原木等を取り扱う場合は、燃料及び焼却灰の取扱方法、安全な処理対策並びに発電施設周辺への環境影響について明らかにする
- ② 本事業に係る帰還環境整備事業計画は、当該施設の受益範囲内の関係者等との十分な連絡及び調整を行った上で計画することとしている。

問 11 - 2 FIT 法に基づく「事業計画策定ガイドライン」で、燃料や灰の処分に関する情報公開や、住民への十分な情報公開と説明の上での合意の取得を明記すべきではないか。(現在は、「適切なコミュニケーション」のみ記載)

※資源エネルギー庁より回答。

問 12 交付金申請の内容に関して、情報開示等をどう想定しているか、また、本交付金事業に疑問と心配を抱く国民に対しての、公開での説明責任をどう果たすのか。

(答) 情報開示等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に則って、適切に対応すべきものとする。

以上

(超党派) 原発ゼロの会からの質問に対する回答資料

【環境省回答】

問2 本交付金事業の対象である「木質系震災廃棄物等」の定義は何か。特措法の放射能汚染廃棄物、また、指定廃棄物とはどう関係するのか。8000Bq/kg、10万Bq/kgの基準との関係はどうか。

(答) 特措法においては、放射性物質に汚染された廃棄物について、8,000Bq/kgを超えるものが発生した場合には、事業者からの申請を経て指定廃棄物となり、国において処分する仕組みとなっています。

問5-1 もし、このバークが「木質系震災廃棄物」とすると、特措法での処分ルールが適用されるという理解で良いか。

(答) 放射性物質に汚染された廃棄物については、特措法、廃棄物処理法等に基づいて処理されることとなります。特措法においては、放射性物質に汚染された廃棄物について、8,000Bq/kgを超えるものが発生した場合には、事業者からの申請を経て指定廃棄物となり、国において処分する仕組みとなっています。

問5-2 もし、「未利用間伐材等」とすると、製材後の残渣であるバークは一般的常識では産業廃棄物にあたるが、飯舘村の計画にあるバークは産廃でないという根拠は何か。

問5-3 飯舘村の計画ではバークを有価物として購入する(=主要な燃料をバーク(有価物利用)とする)とあるので、廃棄物ではないと認識せざるを得ない。従って特措法での処分対象とならない。飯舘村等での除染された木質系は除染物として特措法の下に慎重に処分されてきたが、本交付金事業では同じ放射能汚染木質材を、特措法外で処分する事業となるがそれで良いのか。

(答) 廃棄物該当性については、都道府県が判断する事項です。現在、飯舘村において事業者の公募が行われているところと承知しており、事業者が決定し、事業計画を策定する過程で事業者から福島県に相談がなされ、福島県において判断がなされると理解しています。

問6 飯舘村の計画では、県内に発生する年間 10 万トンの汚染バークを使用するとある。想定されている発電規模で考えると、ほぼ年間の全ての燃料がこのバークを使用する換算となり、完全に汚染バークの処分のための燃焼施設である。かつ、20 年間と想定される稼働期間を考えると、福島県の森林再生事業等で生じる放射能汚染バークの全てを 20 年間処理する施設となる。このようなリスクの高い、法的にも問題である施設を被災自治体の主導の下、かつ民間企業の経済ベースで実施することを、国税を原資とする交付金で行ってよいのか。本来であれば、国また原因企業である東電の責任により対処すべきではないか。

(答) 環境省としては、特措法で定められている国の責任を引き続き果たしてまいります。

(超党派) 原発ゼロの会からの質問に対する回答資料

【経済産業省資源エネルギー庁回答】

問7 FIT法の目的には、「環境保全に資する」再生可能エネルギーの促進が含まれているため、バイオマス発電の認定対象はGHG削減効果が高い事業に限定し、放射性物質等の汚染物質を含まないことを、FIT法に基づく「事業計画策定ガイドライン」に含めるべきではないか。

(答) FIT制度におけるバイオマス発電事業の認定にあたっては、燃料の安定調達を求めており、その中で持続可能性についても確認することとしている。

また、ライフサイクルGHG排出量の論点については、専門的・技術的な検討を続けているところ。

放射性物質に汚染された廃棄物については、「放射性物質汚染対処特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて処理されることとなると理解している。仮に、これらの法令に違反している場合においては、FIT制度では他法令遵守を求めていることから、必要に応じて認定取消し等の対応を取ることとしている。

問11-2 FIT法に基づく「事業計画策定ガイドライン」で、燃料や灰の処分に関する情報公開や、住民への十分な情報公開と説明の上での合意の取得を明記すべきではないか。(現在は、「適切なコミュニケーション」のみ記載)

(答) FIT法においては、発電事業者に対し、地元住民と適切なコミュニケーションを図ることを求めている。地域住民とのコミュニケーションの在り方は、各事案や地域の実態に応じ、現場での対話等を通じて、丁寧に決められるべきものと考えている。

以上